

第1章 総 説

第1節 船橋市の概要

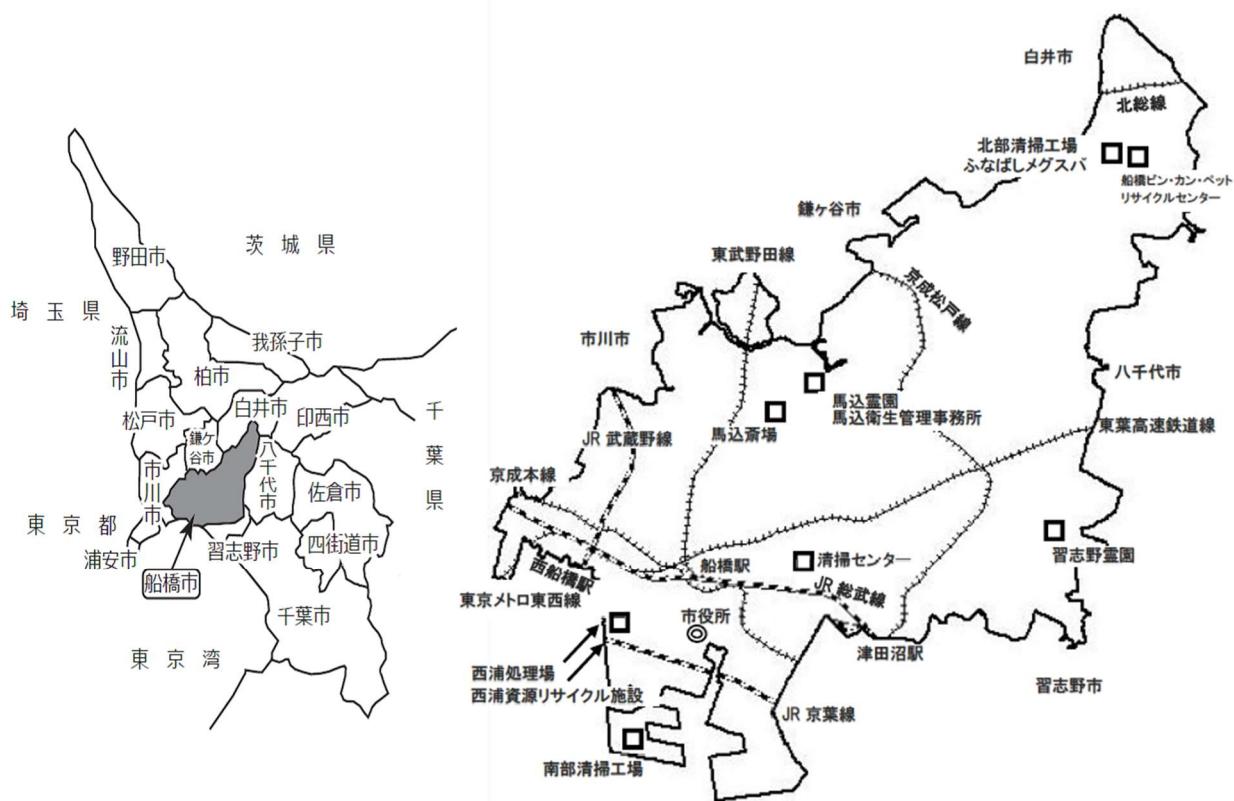
1. 位置及び地勢

船橋市は千葉県の北西部に位置し、東は習志野市及び八千代市に、西は市川市に、北は鎌ヶ谷市及び白井市にそれぞれ接し、南は東京湾の北東部沿岸となっている。

都心から20km圏内の距離にあり、首都圏内に位置している。

市域は東西13.86km、南北14.95kmあり、面積は85.62km²で、市全域が概ね平坦である。

船橋市の位置



2. 人 口

船橋市の人口は、昭和12年4月に42,981人で市制を施行して以来増加の一途をたどり、特に、昭和35年に完成した公団住宅前原団地を契機に住宅開発が盛んに行われ、平成21年9月には60万人を突破した。

人口及び世帯数の推移（各年10月1日現在）

年 度	常 住 人 口	世 帯 数
1980年（昭和55年）	479,439	155,372
1985年（昭和60年）	506,966	166,803
1990年（平成2年）	533,270	187,841
1995年（平成7年）	540,817	203,510
2000年（平成12年）	550,074	216,155
2005年（平成17年）	569,835	233,289
2010年（平成22年）	609,040	261,415
2015年（平成27年）	622,890	272,432
2020年（令和2年）	642,907	289,916
2021年（令和3年）	644,617	293,676
2022年（令和4年）	645,757	296,850
2023年（令和5年）	647,105	300,470
2024年（令和6年）	648,214	304,386

第2節 清掃事業の沿革

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
明治 33 年	・リヤカー及び大八車による収集 (収集区域：船橋駅、国道千葉街道沿い)	・農家が馬車等による汲み取り	・汚物掃除法制定
昭和 12 年			・市制施行《4月》
昭和 21 年	・4t トラック 1台購入、リヤー 5~6 台、人員 7 人(収集地域：本町、海神町、湊町、宮本町)	・汲み取り業者による収集の開始	
昭和 25 年	・4t トラック 1台購入、人員 14 人で 20 日から 1 ヶ月に 1 回収集 (収集地域を小栗原町、夏見営団、都疋浜、二子町、印内町に拡大)		
昭和 27 年	・作業起点を本町 2 丁目から海神町 5 丁目に移転し、4t トラック車からオート三輪 1t 車に切り替える		
昭和 28 年	・オート三輪 10 台、リヤー 2 台、人員 26 人体制に。ごみ処理は埋立、冬期は農家の堆肥及び温熱用熱源として払い下げ		・二宮町と合併《8月》
昭和 29 年		・汲み取り業者が許可制となる《4月》	・豊富村と合併《4月》 ・清掃法施行《7月》
昭和 30 年		・許可業者のバキューム車による収集開始	・船橋市清掃条例施行《4月》
昭和 33 年	・東町にコンポスト施設(塵芥 20 t / 日、し尿 4t / 日)が完成《9月》		
昭和 34 年		・防空壕跡、山林等への投棄を行う ・素掘り投棄場(二和町、飯山満町)を設置	・船橋市高速堆肥化処理場設置条例施行(昭和 40 年 11 月廃止)
昭和 35 年	・東町に焼却炉(20 t / 日)が完成	・船橋清掃組合発足《3月》	
昭和 36 年	・三輪車 8 台、四輪車 1 台、バックドロム 2 台、バックマスター 1 台、セッット 8 台、リヤー 6 台、人員 59 人体制、作業拠点は東町に移転(収集区域を前原町、薬園台町に拡大)	・許可業者 9 社となる ・高根木戸終末処理場設置《6月》	・衛生課清掃係から清掃事務所に変更《7月》
昭和 37 年		・高根木戸地区の公共下水道が完成《3月》	
昭和 38 年	・コンポスト施設を廃止	・協同組合船橋清掃センターが発足	
昭和 39 年	・一部委託収集(可燃ごみ、危険物)を開始《5月》		・経済衛生部に変更《4月》 ・船橋市靈園条例施行《4月》 ・船橋市西浦処理場条例施行(昭和 57 年 4 月廃止)《11月》
昭和 40 年	・ごみ箱によるかき出し方式からボリバケン容器によるステーション方式に収集方式を変更 ・不定期収集を週 2 回の定期収集に変更	・八木が谷町及び八千代市吉橋の山林に素掘り投棄場を設置 ・西浦処理場(180 kℓ / 日)設置《3月》	・浜町及び宮本町 2 丁目地先公有水面埋立《3月》 ・船橋市東町事業所条例施行(船橋市清掃事業所設置条例に名称変更/昭和 57 年 4 月廃止)《11月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
昭和 41 年	・船橋都市計画ごみ焼却場の決定 (東町事業所 1.0ha) 《10月》	・協同組合船橋清掃センターが船橋企業㈱に組織替え《3月》	
昭和 42 年	・東町事業所に焼却炉(テュセルト・ルフ VKW 川重回転火格子式:300 t / 日) 完成《3月》	・北習志野終末処理場設置《2月》 ・船橋都市計画汚物処理場の決定 (西浦汚物処理場 3.0ha) 《12月》	・清掃事務所を衛生部清掃課に統合《7月》 ・船橋市清掃条例施行(全部改正/ 昭和 47 年 4 月廃止)《11月》
昭和 43 年	・市街地収集の一部を昼間から 夜間に変更(委託)《5月》	・し尿汲取手数料出納員(10人) ・許可方式を委託方式に改める 《4月》 ・し尿汲取手数料自治会に徴収 委託開始 ・(社)船橋市清美公社設立《7月》 ・(社)船橋市清美公社に収集委託 開始 ・収集車両にエーウィク式脱臭装置を 装備	
昭和 44 年	・可燃ごみ(直営・委託)、不燃 ごみ(直営)の 2 分別収集開始	・定日収集制開始《11月》 ・第 2 次西浦処理場(200k1/日) 稼動《12月》	・清掃課が清掃第一課と清掃第二 課に分離《7月》
昭和 45 年	・船橋都市計画ごみ焼却場の変更 (西浦町事業所 (0.9ha) を追加) 《11月》	・八千代市地先の素掘投棄場埋戻 工事完成 ・船橋都市計画汚物処理場の変更 (西浦汚物処理場 1.1ha) 《11月》	
昭和 46 年	・不燃ごみを月 1 回収集から週 1 回収集に変更(三輪ダンプ 19 台、 四輪ダンプ 2 台、特装車 20 台、 人員 115 人)《7月》 ・環境指導員制度発足《7月》	・浄化槽汚泥の海洋投入開始 《5月》	・廃棄物処理法施行《9月》
昭和 47 年	・不燃ごみの圧縮業務委託開始 (昭和 56 年 3 月まで)《9月》 ・プラスチック処理試験を民間と協同 で開始(昭和 50 年 3 月まで)《1月》 ・西浦町事業所稼動(300 t / 日、 テ・ロール式焼却炉)《10月》	・し尿収集手数料の口座振替開始 《4月》 ・し尿浄化槽清掃業許可制(許可 業者 3 社)《5月》	・あき地に係る雑草の除去に関する 条例施行《2月》 ・船橋市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例施行《4月》
昭和 48 年	・町会、自治会等による有価物 回収事業の開始《4月》 ・可燃ごみの回収を紙袋による 週 3 回収集に変更《10月》 ・(社)船橋市清美公社が金杉町で 製袋業務を開始《10月》 ・西浦町事業所敷地内で粗大ごみ 処理施設稼動(100t/5h)《10月》		
昭和 50 年		・高根木戸終末処理場を中継 ポンプ場に変更	
昭和 51 年	・不燃物(灰を含む)全量圧縮固形 化処理実施《4月》 ・船橋市有価物回収組合発足 《11月》	・西浦下水処理場運転開始《4月》 ・し尿浄化槽清掃業許可業者 5 社 となる《6月》	・清掃第一課と清掃第二課を統合 して環境部廃棄物対策課を設置 《7月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
昭和 52 年	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ収集開始(電話申込制/委託)《5月》 (財)船橋市環境公社における製袋業務中止《9月》 船橋都市計画ごみ焼却場の変更(北部清掃工場(3.9ha)を追加)《10月》 粗大ごみ収集を月1回のステーション収集に変更《11月》 		
昭和 53 年	<ul style="list-style-type: none"> 有価物回収報償金(現:有価物回収協力金)制度開始(令和4年9月まで)《4月》 ごみ減量啓発バス「リサちゃん号」の運行開始《5月》 クリーン船橋市民会議発足《7月》 焼却灰等の最終処分委託開始《10月》 		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物対策課が廃棄物第一課と廃棄物第二課に分離《7月》
昭和 54 年	<ul style="list-style-type: none"> 一部地域にて有用不燃物(ビン・カン)収集開始(委託)《4月》 金杉町にリサイクルセンター設置(再生センター)《7月》 	<ul style="list-style-type: none"> (社)船橋市清美公社が坪井町に車両中継基地を設置《9月》 	
昭和 55 年			<ul style="list-style-type: none"> 船橋市葬具の貸付に関する条例施行《4月》 船橋市狂犬病予防法の施行に関する規則(現:狂犬病予防法施行細則)施行《4月》
昭和 56 年	「船橋をきれいにする日」を実施(以降毎年実施)《11月》		
昭和 57 年	東町事業所焼却施設廃止《12月》		
昭和 58 年	<ul style="list-style-type: none"> 有用不燃物報奨金(現:資源ごみ回収協力金)制度開始(令和4年9月まで)《4月》 北部清掃工場稼動(450t/日、二塔流動層式熱分解炉)《4月》 可燃物(週3回)、粗大ごみ・不燃物(月1回)、有用不燃物(週1回)の3分別開始《7月》 不燃ごみの委託収集開始《7月》 フロラスチック類を可燃ごみとし、ホリエチレン袋を市指定袋に追加《7月》 		
昭和 59 年	<ul style="list-style-type: none"> 乾電池、蛍光灯を粗大ごみ・不燃物から分離《4月》 乾電池回収箱設置《9月》 		
昭和 60 年	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ堆肥化容器(コンポスター)設置補助金制度を開始(昭和63年度まで5,009基)《4月》 廢蛍光灯の処理委託開始《4月》 		<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法施行《10月》
昭和 61 年	船橋都市計画ごみ焼却場の変更(南部清掃工場(3.3ha)を追加)《1月》		

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
昭和 62 年	・小野田町にリサイクルセンター設置 (ビン類 60 t /7h、カン類 20 t /7h) 《11月》		・船橋市浄化槽清掃業の許可に関する規則(現:浄化槽法施行細則)施行《3月》
昭和 63 年	・ポリエチレン袋の特大サイズ(45 リットル)の販売開始《10月》	・合併処理浄化槽設置事業補助金交付事業開始《4月》	・環境美化モデル地区指定事業を開始(平成 19 年 3 月まで)《6月》
平成元年	・可燃ごみの夜間収集区域拡大《6月》 ・南部清掃工場稼動(375 t /日、フェルント式回転キルン付ストーカ焼却炉) 《9月》 ・再生センター開設《10月》		
平成 2 年	・北部清掃工場改造工事のため運転停止(平成 4 年 3 月まで) 《2月》 ・有価物回収業者助成金制度開始《4月》 ・ごみ減量キャンペーン「タッセト船橋」開始《4月》 ・ごみ減量フェスティバルの開催(以降平成 13 年 10 月まで毎年開催) 《10月》 ・牛乳パックの拠点回収開始《11月》		
平成 3 年	・船橋都市計画ごみ焼却場の変更(東町事業所の廃止)《2月》 ・再生センターにて再生品の販売開始《10月》		・資源有効利用促進法施行《10月》
平成 4 年	・西浦町事業所焼却炉休止《3月》 ・北部清掃工場再稼動(435 t /日、流動床式焼却炉)《4月》		・船橋市一般廃棄物処理基本計画を策定《3月》 ・改正廃棄物処理法施行《4月》
平成 5 年	・西浦町事業所破碎機休止《3月》 ・南部清掃工場敷地内で焼却灰再利用(透水性ブロック)実験プラント稼動《4月》 ・「船橋市廃棄物減量等推進審議会」を設置《4月》 ・旧東町事業所解体跡地に清掃センターを建築《7月》		・船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行(全部改正)《4月》 ・船橋市靈堂条例施行《4月》 ・西浦町事業所及び東町事業所を統合して清掃センターを設置《7月》
平成 6 年	・船橋駅前に透水性ブロック試験施工《3月》 ・北部清掃工場敷地内で焼却残渣リサイクルプラント稼動(22 t /日)《4月》 ・フロンガスの回収開始《5月》 ・塵芥車に低公害型 LPG 車導入《8月》 ・リサイクルセンター内にカン処理棟を新設(カン類 20→45 t /7h)《11月》		・環境基本法完全施行《6月》
平成 7 年	・クリーン船橋 530 推進員委嘱(以降隔年で委嘱)《5月》 ・「クリーン船橋 530 の日」実施	・し尿収集手数料自治会へ徴収委託廃止《3月》	・有価物回収協同組合設立《4月》 ・容器包装リサイクル法施行《12月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
	(以降毎年実施)《6月》 ・厚生省からクリーンサイクルとして選定される《9月》 ・生ごみ堆肥化実験開始(習志野台第二小、法典小、南本町小、海神南小、塙田小、行田中/平成10年3月まで)		
平成8年	・生ごみ処理容器購入費助成事業の開始《4月》 ・市保管文書の資源化処理委託開始《4月》 ・有価物のステーション回収を開始《4月》 ・北部清掃工場敷地内に破碎選別処理施設を設置(92t/5h)《4月》	・西浦処理場建替着工《9月》	
平成9年	・有用不燃物を資源ごみに名称変更《4月》 ・ヘリコプトルの拠点回収開始《4月》 ・紙パックを有価物の回収品目に追加《9月》		
平成10年	・粗大ごみの電話申込制開始《4月》 ・可燃ごみ(15・20・30・45リットル)及び不燃ごみ(15・20・30リットル)の指定袋制開始《4月》		・船橋市一般廃棄物処理基本計画を策定《3月》 ・浜町2丁目地先公有水面埋立《3月》 ・船橋市ポイ捨て防止条例施行ポイ捨て防止重点区域指定(船橋駅北口～船橋駅北口交差点)《6月》 ・廃棄物第一課をクリーン推進課に変更し、廃棄物第二課と保健衛生部衛生課を統合して環境部環境衛生課を設置《7月》
平成11年	・南部清掃工場敷地内で焼却灰再資源化施設稼動(25t/日)《4月》 ・家電製品の基盤回収開始 ・ウェスティック大賞厚生大臣賞受賞《11月》 ・小中学校ポイ捨て防止標語を可燃ごみ指定袋に表示	・浄化槽汚泥の海洋投入廃止《4月》 ・西浦処理場稼動(処理能力180kℓ/日)《4月》 ・高瀬下水処理場開始	
平成12年	・北部・南部清掃工場でISO14001の認証取得《2月》 ・飯山満南小に機械式堆肥化用生ごみ処理機を設置(50kg/日)(平成31年3月まで)《2月》 ・生ごみ処理容器購入費助成事業に機械式を追加(平成26年3月まで)《4月》 ・北部清掃工場にてダライキン類対策改造工事着工(平成13年11月まで)《9月》	・し尿汲取手数料出納員の廃止	・ポイ捨て防止PR清掃活動委託(労働省補助金)《1月》 ・容器包装リサイクル法完全施行《4月》 ・狂犬病予防法に基づく犬の登録事務が環境衛生課へ移管《4月》 ・ポイ捨て防止重点区域の追加指定(船橋駅南口～湊町2丁目交差点)《6月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
平成 13 年	・家電 4 品目(冷蔵庫、洗濯機、エアコン、プラウン管式テレビ)の市収集終了《4月》		<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本法完全施行《1月》 資源有効利用促進法全面改正施行《4月》 家電リサイクル法完全施行《4月》 グリーン購入法施行《4月》 改正浄化槽法施行(浄化槽の新設における単独処理浄化槽の原則廃止)《4月》 船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例施行《4月》 食品リサイクル法施行《5月》
平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> 飛灰の一部資源化処理委託開始(平成 15 年 3 月まで)《8月》 「船橋市ごみ対策等研究会」を設置(平成 16 年 3 月まで)《9月》 粗大ごみの有料化実施《10月》 粗大ごみのクリーンサポート収集開始《10月》 不燃ごみ(30 リットル)の指定袋を廃止《10月》 三山小に機械式堆肥化用生ごみ処理機を設置(50kg/日)(平成 31 年 3 月まで)《12月》 リサイクル号をハイブリッドバスに更新《12月》 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法施行令の一部改正に伴い、し尿の海洋投入禁止《2月》 	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクル法完全施行《5月》 船橋市議会において、歩きタバコのない町・船橋を目指す決議《9月》
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の不法投棄に関する情報提供の業務委託開始《6月》 リサイクルセンターを改築し、処理能力を変更(ビン類 60→42 t /7h、缶類 45→25 t /7h、ペットボトル 2.5 t /7h)《12月》 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法に係る以下の事務を開始《4月》 <ul style="list-style-type: none"> (1)浄化槽保守点検業者の登録・立入検査・指導 (2)浄化槽の設置届出及び浄化槽の維持管理報告書等の各種届出の受理 (3)浄化槽の立入検査・指導 	<ul style="list-style-type: none"> 中核市移行《4月》 産業廃棄物課設置《4月》 船橋市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行《4月》 船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行《4月》 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則施行《4月》 資源有効利用促進法に基づくパッケージのリサイクル開始《10月》
平成 16 年	・可燃ごみの収集 2 人乗車開始《4月》	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県合併処理浄化槽普及促進協議会会长市《4月》 合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を一部改正し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助及び高度処理型合併処理浄化槽設置補助を追加《4月》 	<ul style="list-style-type: none"> 船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行《7月》 公衆便所に「市民トイレ」制度を導入《8月》 路上喫煙及びポイ捨て防止条例施行(全部改正/船橋駅周辺部を重点区域に指定)《10月》
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ及び不燃ごみの収集 2 人乗車開始《4月》 飛灰の一部資源化処理委託再開《4月》 530 推進員永年勤続表彰(以降委嘱の際に実施)《5月》 粗大ごみのプラスチック資源化処理委託開始《6月》 一般廃棄物処理基本計画の策定に向け「船橋市ごみゼロ検討委員会」 		<ul style="list-style-type: none"> 自動車リサイクル法本格施行《1月》 クリーン推進課内にごみゼロ計画室を設置《4月》 路上喫煙及びポイ捨て過料実施《4月》

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
	を設置(平成 19 年 3 月まで)《6 月》		
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーン船橋市民会議が環境大臣表彰受賞《6 月》 ・坪井小に機械式堆肥化用生ごみ処理機を設置(100kg/日)(平成 31 年 3 月まで)《11 月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水汚泥の資源化(堆肥)を図るため、その大部分の委託処理開始《4 月》 ・浄化槽清掃業許可業者 4 社となる《4 月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・西船橋駅周辺部を路上喫煙、ポイ捨て等防止重点区域に指定(8 月から過料徴収)《7 月》
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰再資源化施設休止《4 月》 ・焼却灰の一部資源化処理委託開始《4 月》 ・ヘットボトルの試行収集開始(坪井町の一部)《6 月》 ・「船橋ベイエリアをきれいにする日」実施(以降毎年実施)《9 月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を一部改正し、くみ取便所から合併処理浄化槽への転換補助を追加《4 月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市一般廃棄物処理基本計画を策定《3 月》 ・環境美化モデル活動認定制度を開始《4 月》
平成 20 年	<ul style="list-style-type: none"> ・南部清掃工場にて売電システムを構築し、電力の売払いを開始《2 月》 ・ヘットボトルの試行収集開始(前原東 4・5 丁目の一部/平成 21 年 3 月まで)《5 月》 ・ごみの持ち去り防止早朝パトロールを開始《6 月》 ・「クリーン船橋 530 推進員」を廃棄物処理法に規定する「廃棄物減量等推進員」とし、条例で位置付け《7 月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行(全部改正)《7 月》 ・船橋市硫酸ペッタの生成の禁止に関する条例施行《7 月》
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> ・液晶式及びプラズマ式テレビ、衣類乾燥機を排出禁止物に追加《4 月》 ・「船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会」を設置《6 月》 ・プリンターの廃インクカートリッジを排出禁止物に追加《7 月》 ・西浦町事業所解体工事着工(平成 22 年 12 月まで)《9 月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を一部改正し、補助対象となる合併処理浄化槽を高度処理型合併処理浄化槽のみに変更《4 月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正家電リサイクル法施行《4 月》
平成 22 年	・民間の処理施設による使用済み紙おむつサーキルの開始《12 月》		<ul style="list-style-type: none"> ・クリーン推進課内ごみゼロ計画室をごみ処理施設整備室に変更《4 月》
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市都市計画ごみ焼却場の変更(廃止)及びごみ処理場の決定(西浦資源リサイクル施設)《3 月》 ・船橋市都市計画ごみ焼却場の変更(北部清掃工場 (59,400 m²) の建て替え)《3 月》 ・化粧品用ガラス瓶を資源ごみとしての分別へ変更《4 月》 		

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ・50 cc以下の原動機付き自転車を排出禁止物に指定《4月》 ・ペットボトルの拠点回収終了《9月》 ・リサイクルセンター廃止《9月》 ・ペットボトルのステーション収集を開始《10月》 ・民間処理施設（船橋ビン・カン・ペットリサイクルセンター）へ資源ごみの処理委託開始《10月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を一部改正し、単独浄化槽又は汲み取り便槽から高度処理型合併処理浄化槽へ転換設置するものにのみ補助を実施《4月》 ・（社）船橋市清美公社が公益社団法人に移行《4月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市一般廃棄物処理基本計画を改定《2月》 ・（財）船橋市環境公社を解散《3月》
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ・西浦資源リサイクル施設稼働（不燃ごみ 29t/日、粗大ごみ 34t/日）《4月》 ・ごみ収集ステーションにおける蛍光管、乾電池の分別収集開始《4月》 ・船橋市都市計画ごみ焼却場の変更（北部清掃工場の区域縮小(47,900 m²)）《12月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクル法施行《4月》
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・西浦資源リサイクル施設での小型家電の回収開始《1月》 ・小型家電の拠点回収を 4箇所で開始《2月》 ・全ての祝日ごみ収集ステーション収集開始（元日除く）《4月》 	合併処理浄化槽設置事業補助金要綱を一部改正し、建て替え・新築に伴う転換設置の場合にも補助対象を拡大《4月》	
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電回収拠点を 12 箇所増設し、全 16 箇所で実施《11月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物課を廃棄物指導課に変更《4月》 ・クリーン推進課内ごみ処理施設整備室を廃止し、資源循環課を新設《4月》 ・環境衛生課を環境保全課他に分離統合《4月》 ・狂犬病予防法に基づく犬の登録事務及び公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づく公衆浴場補助金事業が保健所衛生指導課へ移管《10月》
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・割れた蛍光管・水銀体温計等を不燃ごみの日に分別収集開始《4月》 		
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ・北部清掃工場稼働（可燃ごみ 381t/日、粗大ごみ 15t/日）《4月》 ・余熱利用施設（ふなばしメガスパ）稼働《4月》 ・有価物の品目「雑誌・雑紙」を「雑誌」と「雑がみ」の二品目に分割《4月》 ・小型家電回収品目に「携帯電話」、「パソコン(ノート型)」を追加《4月》 ・都市鉱山からつくる！みんなの 		<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市一般廃棄物処理基本計画を改定《2月》

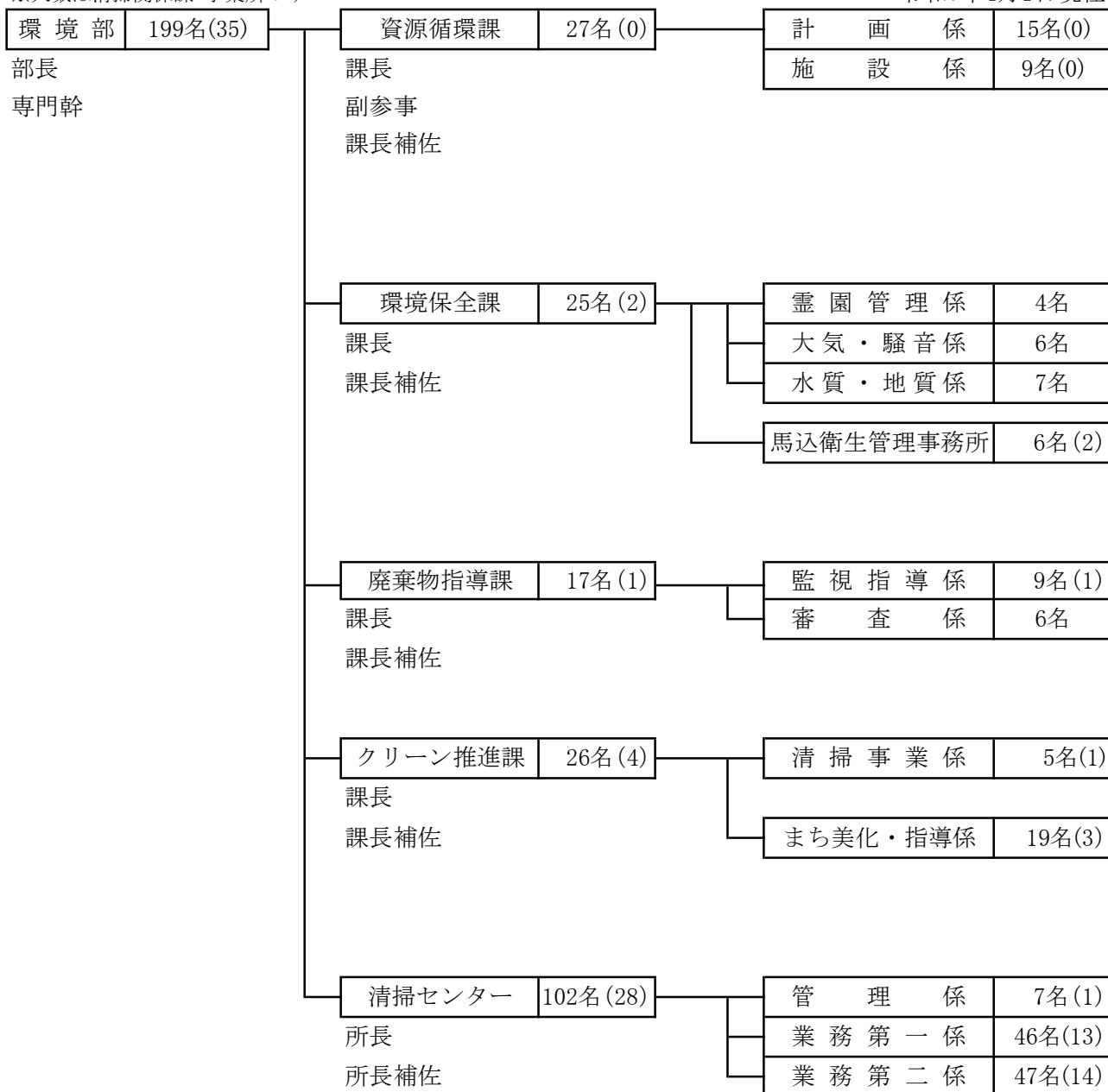
年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
	メダルプロジェクトに参加《6月》		
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ・再生センター廃止《3月》 ・家庭系可燃ごみ収集回数の見直し（週3回から週2回）《10月》 ・ふれあい収集開始《10月》 ・小型家電回収拠点を4箇所増設し、全20箇所で実施《10月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例施行（全部改正）《4月》
平成31年 令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度を開始《2月》 ・都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト終了《3月》 ・災害廃棄物等の処理に関する協定を締結《3月》 ・令和元年度台風15号、19号及び豪雨災害に伴う被災地派遣《9月～11月》 ・家庭系可燃ごみの収集時間を午後7時から午後7時30分に変更《12月》 ・災害時における一般廃棄物の収集運搬の協力に関する協定《12月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を一部改正し、建築確認を伴わない転換設置に対する宅内配管工事への上乗せ補助を追加《4月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・津田沼駅北口周辺部を路上喫煙、ポイ捨て等防止重点区域に指定（10月から過料徴収）《9月》
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定《3月》 ・災害廃棄物等の処理に関する協定の締結《3月》 ・南部清掃工場稼働《4月》 ・災害時における一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集運搬の協力に関する協定の締結《11月》 		
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの「ペットボトルリサイクル事業に係る協定」並びに「環境分野に係る連携協定」の締結《2月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・路上喫煙及びポイ捨て防止条例施行（一部改正/指定喫煙所設置（実証実験）のための改正）《3月》 ・路上喫煙及びポイ捨て防止条例施行（違反者に対して直ちに過料を科すことができるようにするための改正）《7月》 ・指定喫煙所開設《10月》
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ指定袋（15・20ℓ）のデザインを変更《7月》 ・食品ロス削減月間の全庁的取組《10月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市一般廃棄物処理基本計画を改定《3月》 ・船橋市食品ロス削減推進計画策定《3月》
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブの一部常設化《2月》 ・船橋市と株式会社マーケットエントラーブラジルとの連携に関する協定《3月》 ・船橋市と株式会社ジモティーとのリユ 		

年	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
	<ul style="list-style-type: none"> ・資源活動の促進に向けた連携と協力に関する協定《10月》 ・生ごみ処理容器購入費助成事業に機械式を追加《4月》 		
令和6年	<ul style="list-style-type: none"> ・HOYA 株式会社アイケアカンパニーとの使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定《3月》 ・野田喜産業株式会社と災害廃棄物の仮置場の設置に関する覚書を交わす《6月》 ・小型充電式電池を不燃ごみの日に分別収集開始《10月》 		
令和7年	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ収集のインターネット受付及びキャッシュレス決済開始《4月》 ・ボタン電池を不燃ごみの日に分別収集開始《4月》 ・船橋市と株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定に基づき、ジモティー本拠地船橋をオープン《4月》 		

第3節 組織

※人数は清掃関係課・事業所のみ

令和7年4月1日現在



※環境政策課19名を含めると環境部総数218名(35)

※()は再任用(内数)

第4節 事務分掌

令和7年4月1日現在

資源循環課

1. 一般廃棄物（犬、猫等の死体を除く。以下この項において同じ。）の処理に係る基本計画、実施計画及び行動計画に関すること。
2. 家庭系の一般廃棄物の減量及び資源化に関すること。
3. 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
4. 一般廃棄物の処分に関すること。
5. ふれあい収集事業に関すること。
6. 市の一般廃棄物処理施設に関すること。
7. 北部清掃工場余熱利用施設に関すること。

環境保全課

1. 公害の発生状況の把握及び常時監視に関すること。
2. 公害の防止のための規則、検査及び指導等に関すること。
3. 工場における公害の防止のための組織の整備に関すること。
4. 公害に係る苦情の相談に関すること。
5. 空間放射線量及び土壤の放射能の監視に関すること。
6. 公害の防止及び環境保全のための研究及び啓発に関すること。
7. 靈園事業の総合計画に関すること。
8. 靈園・靈堂に関すること。
9. 墓地等の経営の許可に関すること。
10. 四市複合事務組合（斎場）に関すること。
11. 馬込衛生管理事務所に関すること。
12. 凈化槽清掃業者の許可及び指導監督に関すること。
13. 凈化槽保守点検業の登録及び指導監督に関すること。
14. 凈化槽の設置等の届出の受理及び指導監督に関すること。
15. 合併処理浄化槽への転換促進に関すること。
16. 関係機関との連絡調整に関すること。

廃棄物指導課

1. 廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
2. 廃棄物処理施設の許可及び指導監督に関すること。
3. 産業廃棄物の適正処理の指導監督に関すること。
4. 産業廃棄物の減量及び資源化に関すること。
5. 事業系一般廃棄物の適正処理の指導監督に関すること。
6. 事業系一般廃棄物の減量及び資源化に関すること。
7. 廃棄物の不法投棄の防止等に関すること。

8. 有害使用済機器の保管等の届出の受理及び指導監督に関すること。
9. ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理の指導監督及び調査に関すること。
10. 使用済自動車の解体業及び破碎業の許可及び指導監督に関すること。
11. 使用済自動車の引取業者及びフロン類回収業者の登録及び指導監督に関すること。
12. 土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関すること。

クリーン推進課

1. 一般廃棄物（浄化槽汚泥及び犬、猫等の死体を除く。以下この項において同じ。）の適正処理、分別排出等に係る巡回指導に関すること。
2. 一般廃棄物の不法投棄対策に関すること。
3. 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
4. 一般廃棄物の処理手数料に関すること。
5. ごみ収集ステーションに関すること。
6. クリーン船橋 530 推進事業に関すること。
7. 路上喫煙及びポイ捨て防止対策に関すること。
8. 清美公社に関すること。

清掃センター

1. ごみの収集及び運搬に関すること。
2. ごみ収集ステーションのごみの排出指導に関すること。
3. 収集用車両の配車及び運行に関すること。
4. 収集用車両の管理に関すること。
5. 清掃センターの維持管理に関すること。

馬込衛生管理事務所

1. 霊園の維持管理に関すること。
2. 霊堂の維持管理に関すること。
3. 野生動植物の現地調査及び駆除に関すること。
4. 犬、猫等の死体の収集、運搬及び処理に関すること。
5. あき地に係る雑草の除去の助言及び指導又は命令等に関すること。
6. 公衆便所に関すること。

第 5 節 清掃関係職員配置数

令和 7 年 4 月 1 日現在

所 属		一般行政職		技能労務員		計
課・事業所名	係 名	一般事務	一般事務以外	技能	技労	
部 長			1名			1名
専 門 幹			1名			1名
資源循環課	管 理 職	2名	1名			3名
	計 画 係	7名		8名		15名
	施 設 係	1名	8名			9名
	計	10名	9名	8名		27名
環境保全課	管 理 職	1名	1名			2名
	靈 園 管 理 係	4名				4名
	大 気 ・ 騒 音 係		6名			6名
	水 質 ・ 地 質 係	1名	6名			7名
	計	6名	13名			19名
馬込衛生 管理事務所	管 理 職	1名				1名
		4名 (2)		1名		5名 (2)
	計	5名 (2)		1名		6名 (2)
廃棄物指導課	管 理 職	1名	1名			2名
	監 視 指 導 係	4名	3名	2名 (1)		9名 (1)
	審 査 係	1名	5名			6名
	計	6名	9名	2名 (1)		17名 (1)
クリーン推進課	管 理 職	2名				2名
	清 掃 事 業 係	5名 (1)				5名 (1)
	まち美化・指導係	4名		15名 (3)		19名 (3)
	計	11名 (1)		15名 (3)		26名 (4)
清掃センター	管 理 職	2名				2名
	管 理 係	3名	1名	3名 (1)		7名 (1)
	業 務 第 一 係	1名		41名 (12)	4名 (1)	46名 (13)
	業 務 第 二 係	1名		42名 (13)	4名 (1)	47名 (14)
	計	7名	1名	86名 (26)	8名 (2)	102名 (28)
合 計		45名 (3)	34名 (0)	112名 (30)	8名 (2)	199名 (35)

※ () は再任用 (内数)

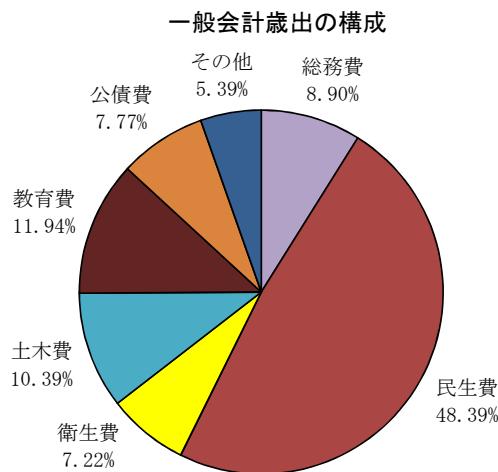
第6節 予算・決算・原価

1. 予算

(1) 令和7年度一般会計当初予算

(単位 : 千円)

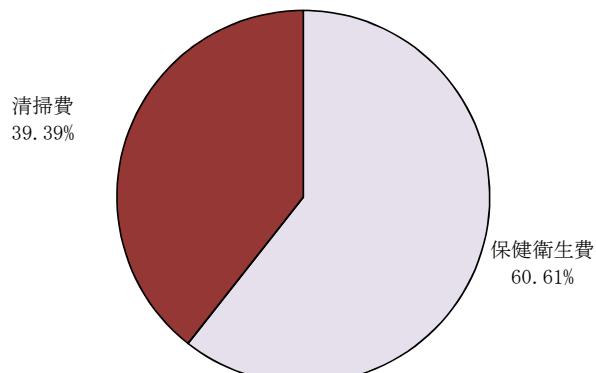
○歳出予算額	256,800,000	(対前年度伸率)	14.7%)
(款) 衛生費	18,552,400	(対前年度伸率)	△22.5%)
(項) 清掃費	7,308,200	(対前年度伸率)	4.9%)



(一般会計歳出の構成)

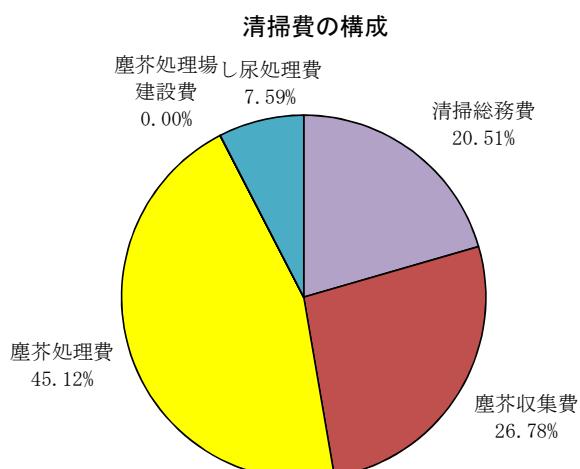
総務費	22,858,800
民生費	124,277,200
衛生費	18,552,400
土木費	26,672,500
教育費	30,657,000
公債費	19,940,800
その他	13,841,300
合 計	256,800,000

衛生費の構成



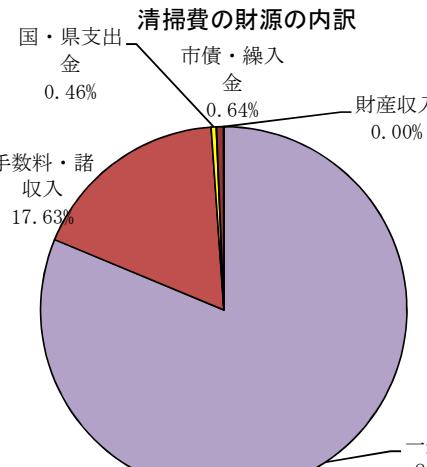
(衛生費の構成)

保健衛生費	11,244,200
清掃費	7,308,200
合 計	18,552,400



(清掃費の構成)

清掃総務費	1,498,900
塵芥収集費	1,956,800
塵芥処理費	3,297,800
塵芥処理場建設費	0
し尿処理費	554,700
合 計	7,308,200



(清掃費の財源の内訳)

一般財源	5,934,681
手数料・諸収入	1,287,831
国・県支出金	33,815
市債・繰入金	46,700
財産収入	73
合 計	7,303,100

(2) 令和7年度一般会計当初予算清掃費内訳

(単位：千円)

項	目	事業別内訳	
清掃費	1 清掃総務費	1 一般職人件費	1,452,280
7,308,200	1,498,900	2 会計年度任用職員報酬	8,113
		3 清掃総務諸経費	15,183
		4 産業廃棄物対策事業費	23,251
		5 一般廃棄物処理施設等整備基金積立金	73
	2 塵芥収集費	1 塵芥収集費	122,754
	1,956,800	2 塵芥収集委託費	1,077,295
		3 資源ごみ収集委託費	452,000
		4 有価物・資源ごみ回収費	158,031
		5 塵芥収集施設管理運営費	27,916
		6 塘芥収集諸経費	118,804
	3 塘芥処理費	1 北部清掃工場塵芥処理費	702,395
	3,297,800	2 北部清掃工場余熱利用施設管理運営費	111,695
		3 南部清掃工場塵芥処理費	911,749
		4 塘芥処理諸経費	1,749
		5 塘芥処理委託費	1,570,212
	4 塘芥処理場建設費	1 廃棄物関連施設建設費	0
0			
	5 し尿処理費	1 し尿収集費	128,662
	554,700	2 し尿処理費	420,263
		3 し尿処理施設整備費	5,775

2. 決 算

令和6年度一般会計決算清掃費内訳

(単位：円)

区 分	決算額
清 扫 総 務 費	1,565,627,410
塵 芥 収 集 費	1,801,798,649
塵 芥 処 理 費	3,160,771,036
塵 芥 処 理 場 建 設 費	7,475,745
し 尿 処 理 費	497,118,888
清 扫 費 計 (A)	7,032,791,728
市 民 一 人 当 た り 清 扫 費 ※	10,849
市 民 一 世 帯 当 た り 清 扫 費 ※	23,105
一般会計決算額 (B)	243,229,426,139
一般会計に占める割合 (A) / (B)	2.89%

※令和6年10月1日現在の人口及び世帯数に基づく

令和6年10月1日現在 人口 648, 214人

世帯数 304, 386世帯

3. 原価
令和6年度 ごみ原価計算表

【処理原価】						
	総額	収集運搬費	中間処理(焼却・資源化等)	最終処分(埋め立て)	事業系	生活系
	生活系	事業系	小計	事業系	生活系	小計
1. 人件費						
(1) 職員給与費 (一般職)	150,642,197	150,642,197	0	0	0	0
(2) 職員給与費 (技能職)	1,024,207,988	1,024,207,988	0	0	0	0
(3) 退職手当引当金繰入額	55,698,262	55,698,262	0	0	0	0
(4) その他	0	0	0	0	0	0
小計	1,230,548,447	1,230,548,447	0	0	0	0
2. 物件費等						
(1) 処理費	0					
(2) 委託費	4,687,095,113	1,630,734,421	1,630,734,421	2,086,127,736	674,737,960	2,760,865,696
(3) 減価償却費	2,119,545,602	43,986,350	43,986,350	1,489,739,592	585,819,660	2,075,559,252
(4) その他	66,639,002	30,401,489	30,401,489	25,992,202	10,245,311	36,237,513
小計	6,873,279,717	1,705,122,260	1,705,122,260	3,601,859,530	1,270,892,931	4,872,662,461
3. 移転費用						
(1) 組合分担金等 (処理及び維持管理費)						
(2) その他						
小計						
処理原価合計	8,103,828,164		2,935,670,707		4,872,662,461	295,494,996
構成比率(%)			36.22%		60.12%	3.66%